

J A I R O 2 0 2 0

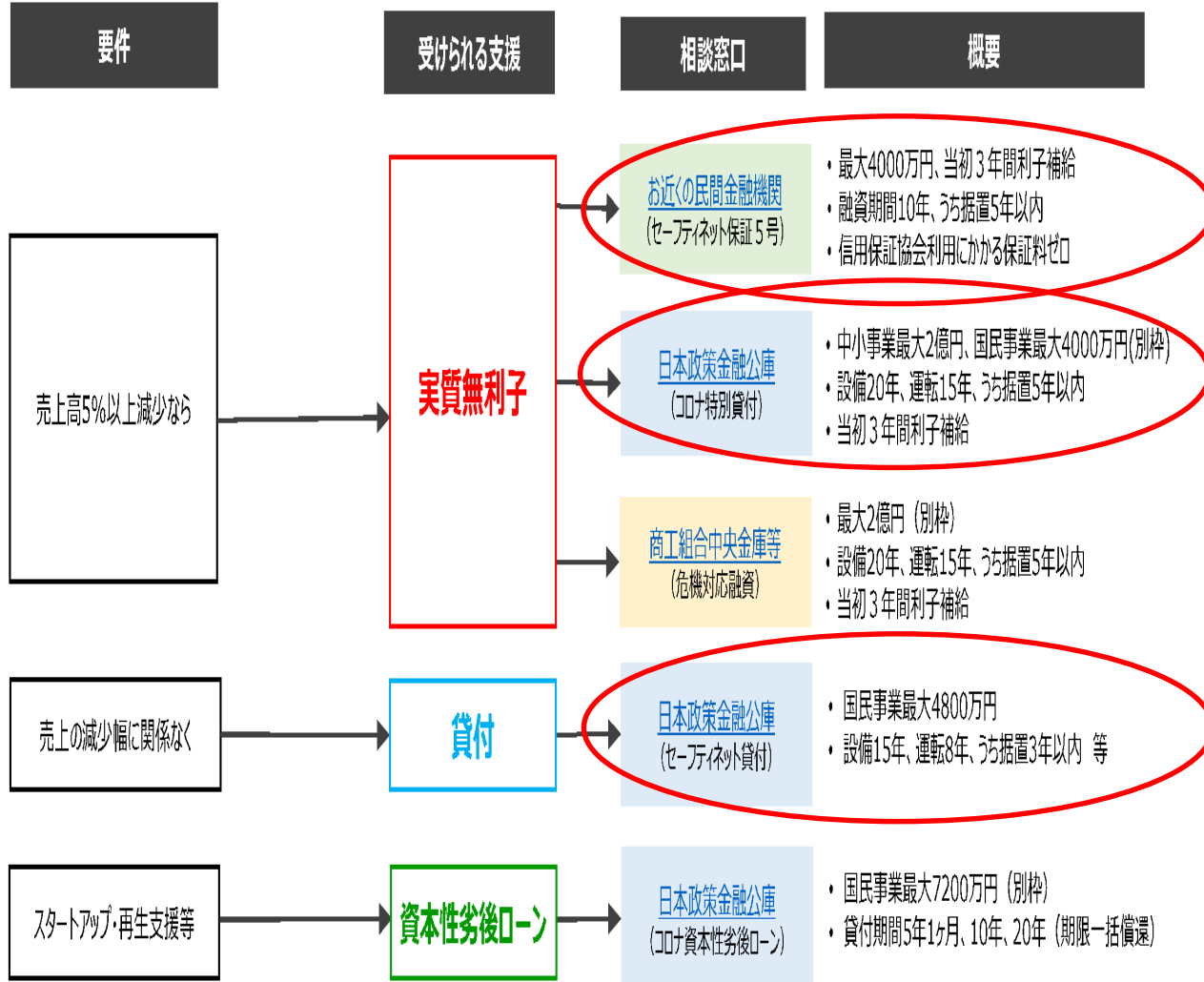
コロナの時代を勝ち残る！

資金繰り・融資・補助金活用セミナー

Presented by **ジャイロ総合コンサルティング株式会社**

1. 国や日本政策金融公庫等による主な経済対策①

①個人事業主向け（小規模に限る）



企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

<※小規模の要件>
 製造業、建設業、運輸業、その他業種
 → 従業員20名以下

 卸売業、小売業、サービス業
 → 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

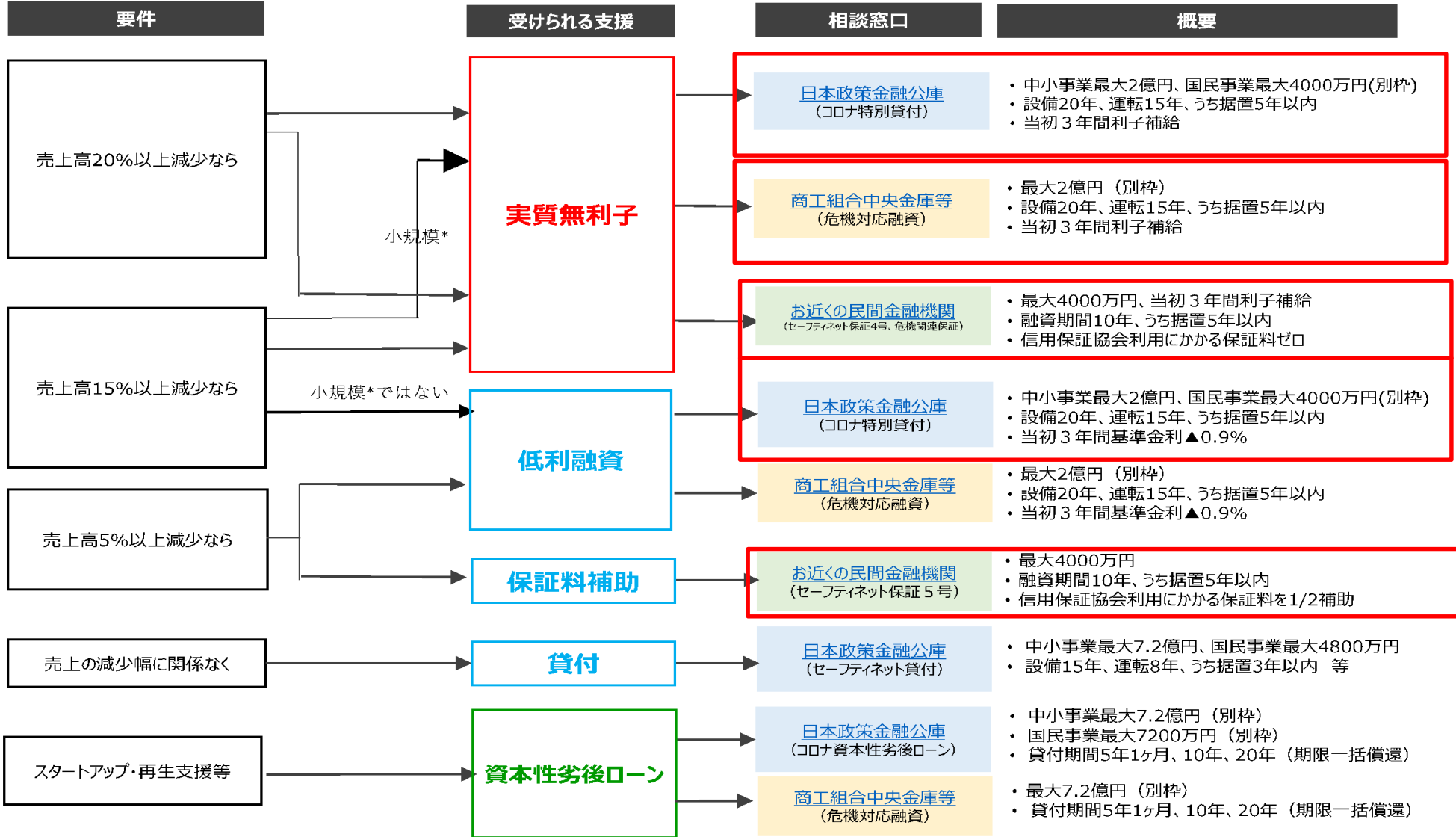
<創業1年1か月以上>
 最近1か月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>
 以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る

- 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

1. 国や日本政策金融公庫等による主な経済対策②

②小・中規模企業者向け（①以外）



1. 国や日本政策金融公庫等による主な経済対策：セーフティネット保証

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は
全国47都道府県を対象地域として指定。5号
は影響を受けている業種を指定。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)
で、全国・全業種※を対象。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、
一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、
かつ実質無利子化。

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：5月1日より全業種を指定しました。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にはあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

1. 国や日本政策金融公庫等による主な経済対策：給付金



新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日(金)まで申請が可能です。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏している方などは特例があります。
※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、小規模事業者 上限 **200万円** フリーランスを含む個人事業者 上限 **100万円**
給付額 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金 検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

0120-279-292

IP電話専用回線

03-6832-6631

受付時間 8:30-19:00 (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定
※12/29(水)～1/31(日)は休みの予定

※相談窓口では、下記各給付の
内訳情報にも対応しています。

⚠️ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

- ① 資本金10億円未満の **中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
・ **1カ月**で前年同月比 **▲50%以上** または、
・ **連続する3カ月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の **賃料を支払い**

給付額

法人に **最大600万円**、個人事業者に **最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1カ月**における **支払賃料(月額)**
に基づき算定した **給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料 × 2/3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分 × 1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × 2/3
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分 × 1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

お問合せ先
【裏面も含む】

家賃支援給付金 コールセンター **0120-653-930**
【～8/31】平日・土日祝 8:30～19:00 【9/1～】平日・日(土・祝除く) 8:30～19:00
※お電話のおかけ間違いには十分にご注意ください。

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

※電子申請が困難な方には各都道府県の申請サポート会場(完全予約制)にてサポートを行います。

> 詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

1. 国や日本政策金融公庫等による主な経済対策：補助金

✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

上限50万円 (コロナ特別対応型：上限100万円)

事業再開枠：上限50万円

特例事業者：50万円上乘せ

※共同申請可能

<補助率>

一般型、コロナ特別対応型 (A)：2/3

コロナ特別対応型 (B・C)：3/4

事業再開枠 (定額) ※A~Cの詳細については裏面参照

特例事業者上乘せ：2/3または3/4または定額

<補助対象>

非対面販売のためのホームページの作成・改良、
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年平均1.5%以上向上」、
「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を
加点要件とします (コロナ特別対応型を除く)。

令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算及び令和2年度2次補正予算で
中小機構に措置

一般型

全ての申請者

- ・補助金に係る申請書 (様式1)
- ・経営計画書 (様式2)
- ・補助事業計画書 (様式3)
- ・事業支援計画書 (様式4)
- ・補助金交付申請書 (様式5)

※政策加点を希望する場合は、希望する加点に必要な書類

法人の場合 (特定非営利活動法人を除く)

- ・貸借対照表 (直近1期分)
- ・損益計算書 (直近1期分)

個人事業主の場合

- ・直近の確定申告又は (決算期を一度も迎えていない場合) 開業届

特定非営利活動法人の場合

※公募要領でご確認ください。

コロナ特別対応型

全ての申請者

- ・補助金に係る申請書 (様式1)
- ・経営計画書 (様式2)
- ・支援機関確認書 (様式3)
- ・補助金交付申請書 (様式4)
- ※概算払いを希望する場合、補助金概算払請求書 (様式5)

法人の場合 (特定非営利活動法人を除く)

- ・貸借対照表 (直近1期分)
- ・損益計算書 (直近1期分)

個人事業主の場合

- ・直近の確定申告又は (決算期を一度も迎えていない場合) 開業届

特定非営利活動法人の場合

※公募要領でご確認ください。

2. コロナ対策関連融資の概要と申請のポイント：公庫融資

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による

新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度（10ページ）を併用することで**実質的な無利子化**を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。各公庫の既往債務の借換も可能。7月から融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円（拡充前3億円）、
国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は10月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【利下げ限度額】中小事業2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）

前年および前々年の同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1か月の売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります

国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
 - ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等2億円（拡充前1億円）、
国民事業4,000万円（拡充前3,000万円）
- ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、順次、貸付を行った金融機関等から交付・郵送いたします。

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円（拡充前3,000万円）となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

2. コロナ対策関連融資の概要と申請のポイント：資本性劣後ローン（参考）

ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> J-Startupプログラムに選定された企業(注1)又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンド(注2)から出資を受けた方 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を図る方(注3) 原則として認定経営革新等支援機関(認定支援機関)(注4)の指導を受けて事業計画を策定した方であって、かつ民間金融機関等との協調支援(注5)により事業の発展又は継続を図る方 <p>(注1) J-Startupプログラムに選定された企業は、J-Startupホームページ (https://www.j-startup.go.jp/startups/) から確認できます。</p> <p>(注2) 主に「起業支援ファンド」または「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドから出資を受けた方が対象となります。</p> <p>お客さまが出資を受けている投資ファンドが、中小機構が出資しているかどうかについては、中小機構「出資ファンド検索システム」からご確認いただけます。検索の結果、対象になるか不明な場合は、支店の窓口までお問い合わせください。</p> <p>(注3) 「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援」または「再生計画策定支援」を受けている方に限ります。</p> <p>(注4) 認定支援機関は、以下のサイトから検索することができますのでご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆金融機関以外：中小企業庁HP (https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea) ◆金融機関：金融庁HP (https://www.fsa.go.jp/status/nintei/) <p>(注5) 原則として、民間金融機関等が日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に、新たな融資を行うことをいいます。</p>												
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金および運転資金												
ご融資額	7,200万円以内(別枠)												
ご返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のいずれか												
ご返済方法	期限一括返済(利息は毎月払)												
利率(年)	<p>ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(注)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>5年1ヵ月</th> <th>10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>3.40%</td> <td>3.40%</td> <td>4.80%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> <td>1.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)ご融資後3年間は、税引後当期純利益額を問わず、利率は1.05%となります。</p>	税引後当期純利益額	5年1ヵ月	10年	20年	0円以上	3.40%	3.40%	4.80%	0円未満	1.05%	1.05%	1.05%
税引後当期純利益額	5年1ヵ月	10年	20年										
0円以上	3.40%	3.40%	4.80%										
0円未満	1.05%	1.05%	1.05%										
担保・保証人	無担保・無保証人												
融資条件など	<ul style="list-style-type: none"> 審査時に原則として新型コロナ対策資本性劣後ローン専用の事業計画書をご提出いただく必要があります 毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結していただきます 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本制度による債務については、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます 本制度による債務については、法的倒産手続の開始決定が裁判所によつてなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します 原則として、ご融資後5年間は期限前返済をいただけません 												

※ 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫の審査が必要となります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合があります。くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

2. コロナ対策関連融資の概要と申請のポイント：セーフティネット保証

<p>沖縄県信用保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないもの（最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格を上回っていること） 知事が認定する災害により被害を受けたもの 中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第5号又は第7号の特定中小企業者として市町村長が認定したものの 中小企業信用保険法第2条第6項の特例中小企業者として市町村長が認定したものの <p>備考 令和2年新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者、協同組合等は、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営んでおり、上記のいずれかに該当するものを融資対象とする。</p>	<p>融資受付時期 随時受付</p>
<p>資金使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象1、2、3、4（下記以外）、5（7号のみ）：運転資金 ・融資対象4のうち設備関係の影響を受けたもの、5（7号以外）、6：運転資金、設備資金 	<p>取扱金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行</p>
<p>融資限度額 1企業、1組合当たり1事由につき3,000万円以内</p>	<p>受付時必要書類</p> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-(ア)売上高減少確認票（融資対象1の場合） -(イ)取引依存度確認票（融資対象2の場合） -(ウ)原油・原材料等高騰影響確認票（融資対象3の場合） -(エ)市町村長の罹災証明書又は市町村長、商工会会長若しくは商工会議所会頭の融資対象認定書（融資対象4の場合） -(オ)市町村長の認定書（融資対象5、6の場合） <p>②事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書）</p> <p>③原則として、最近2年間の受付印のある確定申告書の写し</p> <p>④印鑑証明書</p> <p>⑤許認可証の写し（許認可業種の場合）</p> <p>⑥個人情報の提供に関する同意書</p> <p>（要保証人と判断された場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ・個人情報の提供に関する同意書 <p>※上記以外に金融機関、保証協会が必要と認める書類</p> <p>【法人、協同組合等の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-(ア)売上高減少確認票（融資対象1の場合） -(イ)取引依存度確認票（融資対象2の場合） -(ウ)原油・原材料等高騰影響確認票（融資対象3の場合） -(エ)市町村長の罹災証明書又は市町村長、商工会会長若しくは商工会議所会頭の融資対象認定書（融資対象4の場合） -(オ)市町村長の認定書（融資対象5、6の場合） <p>②事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書）</p> <p>③原則として、最近2年間の決算書</p> <p>④定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）</p> <p>⑤印鑑証明書</p> <p>⑥許認可証の写し（許認可業種の場合）</p> <p>（要保証人と判断された場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ・個人情報の提供に関する同意書 <p>※上記以外に金融機関、保証協会が必要と認める書類</p>
<p>融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象1、2、3、5（7号のみ）：運転資金7年以内（据置期間1年以内を含む） ・融資対象4、5（7号以外）、6：運転資金7年以内、設備資金10年以内（運転資金、設備資金それぞれ据置期間1年以内を含む） 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります ・融資対象4について、平成30年度までは設備資金のみが対象でしたが、平成31年度（2019年度）からは運転資金も対象となっております。 ・4月6日より、以下の条件に該当する融資を受けた事業者は、中小企業セーフティネット資金での借換が認められる場合がありますので、金融機関にご相談下さい。 <ol style="list-style-type: none"> 市町村長、商工会会長又は商工会議所会頭からの融資対象認定書もしくは市町村長からの認定書を取得し、金融機関に中小企業セーフティネット資金の融資を申し込んでから融資実行までに発生した緊急の資金需要に係る融資であること (1)の融資が中小企業セーフティネット資金の融資申込みを行った金融機関から受けた融資であること
<p>償還方法 分割返済</p>	
<p>融資利率</p> <p>（令和2年4月1日現在の利率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の融資対象：年1.60% ・融資対象4：年0.90% ・融資対象5（4号のみ）、6：年0.80% 	
<p>保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の融資対象：0.40%～0.80% ・融資対象4、5（4号のみ）、6：0.00% 	
<p>担保・保証人</p> <p>担保：必要に応じて求める 保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする</p>	
<p>受付窓口</p> <p>【融資対象1～3】：直接取扱金融機関へ申し込む 【融資対象4】：事業所の所在する各市町村（防災又は商工担当課）、又は商工会・商工会議所で証明を受け取扱金融機関へ申し込む ※罹災証明時必要書類等については市町村、又は商工会・商工会議所へお問合せ下さい。 【融資対象5、6】：事業所の所在する各市町村商工担当課で認定を受け、取扱金融機関へ申し込む ※認定時必要書類等については市町村へお問合せ下さい。 関係機関連絡先一覧 (PDF: 109KB)</p>	

3. コロナ対策関連補助金の概要と申請のポイント：持続化給付金

添付書類全般に係る不備

添付ファイルにパスワードが設定されている
 画像がぼやけて情報が判読できない
 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
 申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている



(1)パスワードが設定されている



(2)ぼやけている



(3)見切れている



(6)参考：收受日付印刷



(7)参考：e-taxの受信通知（メール詳細）

【証拠書類として添付すべき売上台帳等について】

申請する2020年の対象月の事業収入額がわかる書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。*添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる【売上月】を記載してください。

売上台帳
2020年8月分
 会社名:株式会社 じぞくか

日付	内容	金額
8/10	出張ケーダリング	20,000
8/20	みかん 500個	10,000
8/30	さくらんぼ 3ケース	35,500
合計金額		65,500

対象月の売上額（総額）を記載してください。
 対象月の売上額が0円の場合は、[0円]であることを明確に記載してください。

3. コロナ対策関連補助金の概要と申請のポイント：家賃支援給付金

1. 賃貸借契約が、2020年3月31日時点と申請日時点の両方で有効であることが確認できない

2. 賃貸借期間
2018年4月1日～2019年3月31日
(契約期間満了日の3カ月前までに、甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする)

3. 賃料・支払時期

項目	金額
賃料	X
敷金	X

契約期間が自動更新の場合においても、契約期間内に20年3月31日と申請日が含まれていない場合はNG

2. 賃貸人及び賃借人の署名(フルネーム)又は捺印が確認できない。

貸主(甲) 給付
借主(乙) 株式会社家賃

1. 物件情報
名称 XXXXXX
所在 東京都

捺印が無いかつ署名(フルネーム)が無い場合はNG

3. 賃貸借契約書以外の土地・建物の使用対価を定めた契約を証明する書類を添付している時に、適切な選択をしていない。

契約・書類有無の確認画面

賃貸借契約書以外の契約書を提出しているが、「土地・建物にかかわる賃貸借契約書を持っている」を選択している場合はNG

この項目を選択してください

添付する書類

- 土地利用契約書
- 物件利用許可書
- 利用承認書

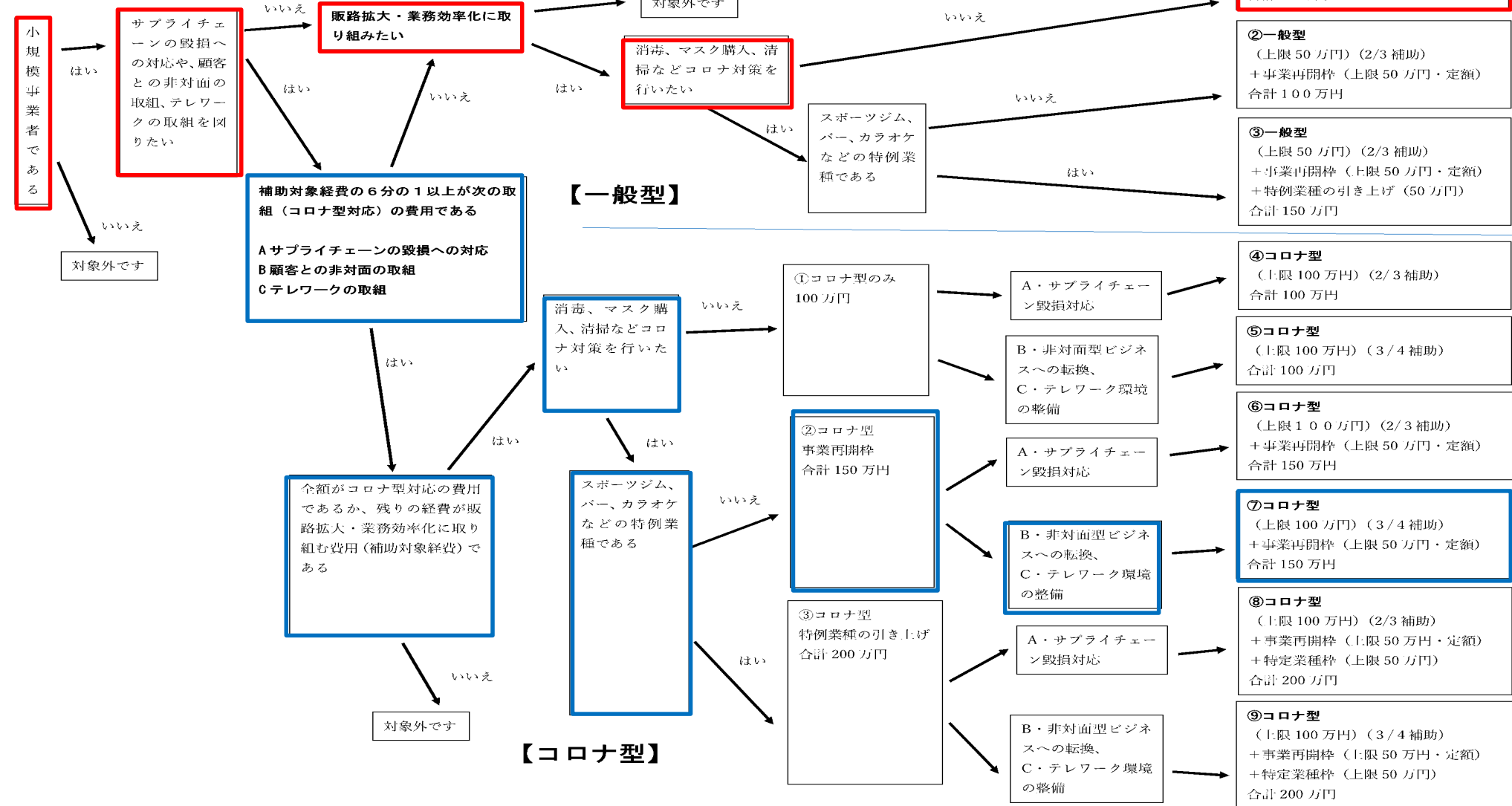
賃貸借契約書以外で土地・建物の使用対価を定めた契約を証明する書類

※上記は、賃貸借契約以外で土地・建物の使用対価を定めた契約を証明する書類の一例です。

3. コロナ対策関連補助金の概要と申請のポイント：持続化補助金①

小規模事業者持続化補助金

あなたは何型？早わかりチャート



3. コロナ対策関連補助金の概要と申請のポイント：持続化補助金②

補助金の対象となる事業者は、「一般型」と「コロナ特別対応型」共通で、小規模事業者と一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下、小規模事業者等)となります。

一般型 補助上限額…50万円
補助率………2/3

コロナ特別対応型 補助上限額…100万円
補助率 **A** サプライチェーンの毀損への対応…2/3
B 非対面型ビジネスモデルへの転換…3/4
C テレワーク環境の整備………3/4

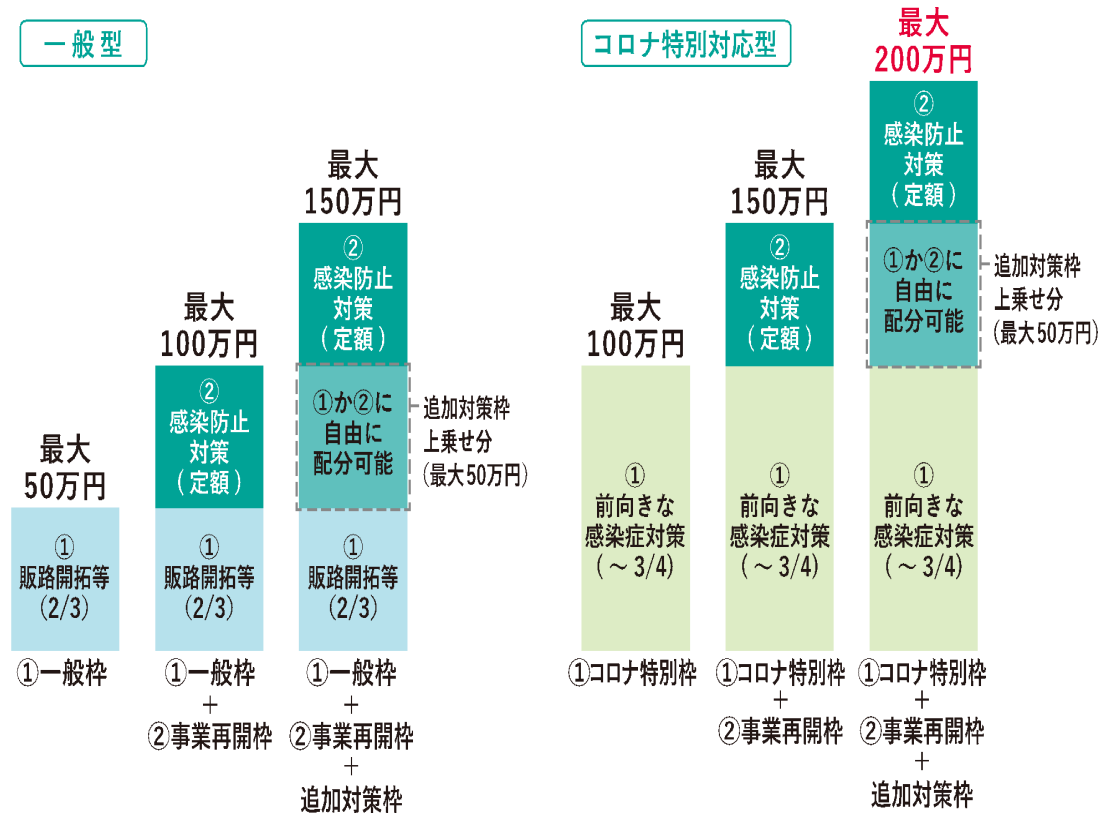
※複数の類型に合致する場合は、**B**または**C**の類型が含まれていれば、全補助対象経費について、3/4の補助率となります。

【A類型：例】
部品調達先の休業により、自社で製造できるように機械設備を購入

【B類型：例】
飲食店がテイクアウトを始めるために、HP作成、メニューの試作開発等

【C類型：例】
企業向け商品の販売業者が、非対面化の実施するWEB会議システムの導入

補助金額の上限額イメージ



※事業再開枠を申請するためには、通常枠又はコロナ特別枠の申請が必要です。
補助金申請額は、①(通常枠又はコロナ特別枠) ≥ ②(事業再開枠)とする必要があります。

4. 融資や補助金が獲得できたら～獲得後も気を抜かずに～

1. 融資

- ①. 事業計画通りに行動をする（行動を細かく分けて、チェック）
- ②. 2020年前半の新型コロナウイルス関連の融資は特別
- ③. 据置期間が過ぎた時が本当の勝負！

2. 給付金・補助金

- ①. 使いみちを間違えない
- ②. 新たなお金ではなく、使ったお金を補てんをするお金
- ③. 商工会議所の方に、早めに相談をする

4. 融資や補助金が獲得できたら～獲得後も気を抜かずに～:資金繰り表

- お金がどれだけ入り、どれだけ出ていき、どれだけ残るのかを予測するための表です。
- 月末時の現金残高がマイナスになった時点で、事業継続はできなくなります。

		5月	6月	7月
前月繰越残高		500	44	1218
経常収入	現金売上入金	100	200	150
	売掛金回収	1500	2000	1900
	雑入金	20		
	経常収入合計	1620	2200	2050
経常支出	買掛金支払	840	810	810
	役員報酬	300	300	300
	従業員給与	500	500	500
	地代家賃	100	100	100
	広告宣伝費	50	30	30
	水道光熱費	50	50	50
	租税公課	10	10	10
	通信費	30	30	30
	旅費交通費	70	70	70
	支払利息	26	26	25
	その他			
	経常支出合計	1976	1926	1925
	差し引き過不足		-356	274
財政収支	借入金入金		1000	
	借入金返済	100	100	100
	財政収支合計	-100	900	-100
当月差引金額		-456	1174	25
翌月繰越金額		44	1218	1243

注意点（損益計算書と異なる点）

- 減価償却費はキャッシュの支出ではない
- 売上は現金分のみがキャッシュの増加
- 借入金返済（元金）は、キャッシュアウトに
- 現金支出を伴う設備投資はキャッシュアウトに

【ポイント】

通帳を資金繰り表に変えよう！

【コツ】

1. 入金は、振込
現金商売の時は、翌日口座に入金して、おつり分だけ引き出す
2. 出金は、振込・クレジットカード
3. 現金は極力使わない

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：公庫 必要書類

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業 の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	—	
	④ 見積書（設備資金をお申込の方）	—	
	現在お取引 がない方	⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑥ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—
法人営業 の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。）	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	—	
	④ 最近の試算表（決算後6ヵ月以上経過している場合または事業をはじめたばかりで決算を終えていない方）	—	
	⑤ 見積書（設備資金をお申込の方）	—	
	現在お取引 がない方	⑥ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	—
		⑦ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑧ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑨ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

（注） 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

【ご注意】 上記は国民生活事業へのお申込の際にご提出いただく書類です。

（国民生活事業は、個人企業や小規模企業向けの小口資金のご融資を主体としております。）

※ご面談の際には帳簿等の資料のご提出もお願いしております。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本は
オンラインや郵送でも申請できます。
詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：公庫 融資の流れ

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

（ 支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。
ご確認にあたっては、「[ご提出書類のチェックリスト](#)」をご活用ください。 ）

※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

また、一部の支店においては、お申込のご相談は予約制となっております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※ [インターネット申込](#)もご利用いただけます。

〔 お申込データ受付後、お申込に必要な書類をメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出ください。 〕

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・営業状況等が分かる書類などをご準備いただけます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※ 一定の要件を満たす方については、別途中小企業基盤整備機構が行う特別利子補給制度の利子補給を受けることで、4,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては[中小企業基盤整備機構のホームページ](#)をご覧ください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：公庫 借入申込書記載例

フリガナ) コウカワ ショウテン 法人名・商号(屋号)(ゴム印でもかまいません。)	〒00000004 ☎(03)-(3320)-(XXXX)	フリガナ) チョダク オオナマナ 本店所在地 千代田区大手町1-9-4 ビル・マンション名(号室) 所有(借用)
株式会社 甲川商店	〒00000000 ☎()-()-()	フリガナ) 同上 営業所所在地 同上 ビル・マンション名(号室) 所有(借用)
フリガナ) コウカワ タロウ 個人事業主の方・法人代表者の方のお名前 (自署でお願いします(ゴム印は使用しないでください。))	〒00000000 ☎(03)-(3341)-(XXXX)	フリガナ) シンジュク ニシジンゴウ お申込人または法人代表者の方のご住所 新宿区西新宿1-14-9 ビル・マンション名(号室) 西新宿147301 所有(借用)
個人事業主の方・法人代表者の方の 性別 男・女 生年月日 大昭和令 46年11月 X日	お申込金額 500 万円	お借入希望日 4月7日
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。) 5年 元金据置 1 希望なし 2 令和 年 月 まで希望	お申込人・代表者 (090)-(1234)-(XXXX)	ご希望の返済日 5日・10日(15日)・20日・25日・末日 (金融機関によっては、ご利用いただけない日があります。)
ご希望の返済金のお支払方法 口座振替(0000) 銀行(福川金庫) 信用組合・労働金庫	携帯電話 上記以外の方()-()-()	創業年月 明大昭和令 10年4月(創業) 創業予定(個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)
ご返済金の使いみち(注) ① 商品、材料仕入 ② 買掛、手形決済 ③ 諸経費支払 ④ その他	メールアドレス kougawa @ xxx.xx.xx 上記メールアドレスに「事業者サポートマガジン」のメール配信を希望します。	業種 菓子製造業(卸) 従業員数 4人
運転資金 200 万円 設備資金 300 万円 (該当する項目に○を付けてください。)	創業年 明大昭和令 10年4月(創業) 創業予定(個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)	お申込人または法人代表者の方のご続柄
① 店舗・工場 ② 土地 ③ 機械設備 ④ 車両 ⑤ その他	業種 菓子製造業(卸) 従業員数 4人	お名前 妻 甲川 和子 38 家業 長男 〃 カズオ 13 中学1年 長女 〃 ケイコ 11 小学5年 二男 〃 ジロウ 9 小学3年
当公庫との取扱い 有(無)(どこで当庫を知りになったか(新聞から)1つずつ該当するものに○を付けてください。)	業種 菓子製造業(卸) 従業員数 4人	フリガナ) 妻 甲川 和子 フリガナ) 長男 〃 カズオ フリガナ) 長女 〃 ケイコ フリガナ) 二男 〃 ジロウ
A群: 1 公庫 2 商工会議所・商工会 3 生協組合・指導センター 4 金融機関 5 税理士 B群: ① 口コミ 2 ホームページ 3 相談会 4 セミナー、イベント 5 会報誌、 広報誌、メールマガジン 6 新聞、雑誌等のメディア	業種 菓子製造業(卸) 従業員数 4人	フリガナ) 妻 甲川 和子 フリガナ) 長男 〃 カズオ フリガナ) 長女 〃 ケイコ フリガナ) 二男 〃 ジロウ

(注) 原則として、他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

担保・保証の条件をご選択ください。

A・B・C いずれかのチェック欄に✓印をお付けください。
また、法人のお客さまで法人代表者の方が連帯保証を希望されない場合はDのチェック欄に✓印をお付けください。
(選択された内容により、適用される利率が異なります。)
他にも無担保・無保証人の制度がございますので、くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1)(注2)
〈法人:無担保・代表者保証(原則)〉
〈個人:無担保・無保証人(原則)〉

チェック欄

B 担保の提供を希望しない。
新たに事業を始める方
税務申告を2期終えていない方
新創業融資制度(注2)
〈無担保・無保証人(原則)〉

チェック欄

C 不動産等の担保の提供などを希望する。
(例)抵当権の設定等の手続きが必要です。

チェック欄

D 法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度(「経営者保証免除特別制度」等)を希望する。(注4)

チェック欄

(注1) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。
(注2) ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。
(注3) これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
(注4) 原則として、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。また、当該制度を適用する場合は、一定の利率が上乗せされますが、新型コロナウイルス感染症特別貸付等の一部の制度は上乗せはありません。

法人代表者の方で法人代表者の方の連帯保証を不要とする制度を希望されない場合は裏面の「連帯保証に関するご案内」を必ずお読みください。

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：公庫 売上減少の申告書記載例

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

＜業歴が1年1ヵ月以上の方＞
①と②を比較します。

＜月の途中から売上が減少している方・
締日が月末でない方＞
起算日が属する月を記載し、当該起算日から
1ヵ月の売上高を記載してください。
(例) 令和2年4月25日から5月24日までの
売上高を記載する場合は、「令和2年5月」
と記載してください

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響による
ることを申告します。

記載例は令和2年5月ですが、記載時はお申込時点
の最近1ヵ月の売上高を記載してください。
(例) 令和2年7月10日のお申込 ⇒ 令和2年6月

いずれか一方にチェックしてください。

		年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)		令和2年5月	① 1,234 千円
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。			
前年(前々年)同期の売上高 (②)		令和元年5月	② 1,567 千円
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月 までの平均売上高をご記入ください。			
過去3ヵ月間の平均売上高 (③)			③ 1,530 千円
最近1ヵ月の売上高		令和2年5月	1,234 千円
2ヵ月前の売上高		令和2年4月	1,567 千円
3ヵ月前の売上高		令和2年3月	1,789 千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)			④ 1,699 千円
令和元年12月の売上高(⑤)			⑤ 1,456 千円
令和元年11月の売上高			1,654 千円
令和元年10月の売上高			1,987 千円

＜業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方＞
①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：公庫 ご商売の概要記載例

1 企業の沿革・経営者の略歴等

企業の沿革	現在地での営業開始時期	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	49年 11月	公庫処理欄	
	年月	内容			
	S30年3月	父が個人事業主として創業			
	S40年8月	当社設立			
	S49年11月	現在地へ移転			
S60年5月	■■■店を開設			経営者の略歴	
S54年3月	●●高校卒業				
S54年4月	(株)××スーパー(△△市)スーパー 6年勤務				
S60年4月	当社入社				
H12年4月	父が死去したことに伴い、代表者に就任				
過去の事業経験	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を営んでいたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあり、現在もその事業を続けている。 (⇒事業内容:) <input type="checkbox"/> 事業を営んでいたことがあるが、既にその事業をやめている。 (⇒やめた時期: 年 月)				
実 際 経 営 者	<input checked="" type="checkbox"/> お申込人又は法人代表者 <input type="checkbox"/> その他 ()				
関 連 企 業	企業名 (○○和子(個人事業)) 代表者名 () 所在地 (●●県△△市1-14-9)				
許 認 可 等	<input type="checkbox"/> 特になし <input checked="" type="checkbox"/> 有 (魚介類販売業、食肉販売業、乳類販売業、惣菜製造業など)				

2 従業員

常勤従業員の数 (法人の方のみ)	2人	従業員数 (3ヵ月以上継続雇用者※)	5人	(うち家族従業員)	1人
				(うちパート従業員)	4人

※最近雇用し、3ヵ月以上継続雇用を予定している者も含まれます。

各項目での空欄はダメ！

3 お借入の状況(法人の場合、代表者の方のお借入)

お借入先名	お使いみち	お借入残高	年間返済額
□□銀行	<input type="checkbox"/> 事業 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	3,000万円	180万円
××ファイナンス	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	100万円	60万円
○○銀行	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> その他	30万円	1万円

4 取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容		(売上シェア)	(%)
① 惣菜の販売(日替わりで10種類以上)		30	
② 鮮魚の販売(毎日地元の市場から仕入)		25	
③ その他(肉、日用品、雑貨等)		45	

5 取引先・取引関係等

主な販売先	フリガナ 取引先名 (所在地等(市区町村))	取引年数 シェア	掛取引 の割合	うち手形割合 手形の団付	回収・支払の条件	公庫処理欄
		年	%	%		
主 販 売 先	一般個人 ()	90%	0%	0%	即日 日	日回収
	ほか 5社	10%	100%	0%	末日 翌月20日	日回収
主 仕 入 先	カ)□□キューオウイチバ (株)□□中央市場 (●●県・□□市)	50%	100%	0%	末日 翌月25日	日支払
	ほか 6社	50%	100%	100% 90%	末日 翌月末	日支払

(日本政策金融公庫 国民生活事業)

5. 申請までの流れ～形式を軽んずるなかれ～：売上高減少確認票記載例

【融資申込様式－セーフティ（売上減少）】

売上高減少確認票

次のとおり、中小企業セーフティネット資金の融資対象者に該当することを確認します。

1 申請者の概要

- (1) 申請者名
(名称及び代表者氏名) 株式会社なんくるないさ沖縄
- (2) 住所または所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (3) 業 種 かばん・袋物小売業
- (4) 業 歴 5 年

【業種】
日本標準産業分類
をチェック

2 融資条件

- (1) 最近3カ月の売上高が前年同期比で5%以上減少しており、経営の安定に支障を来している。

A 最近3カ月間の売上高(受注高) (令和2年8月～10月)	B 前年同期比売上高(受注高) (令和1年8月～10月)	【減少率】 $\frac{B-A}{B} \times 100$
6,000千円	6,600千円	9.0%

数字をしっかりと確認

- (2) 経営の安定に支障を来している理由（具体的に記入してください。）
ただし、投機的な理由（不動産・株式等の取引など）ではないこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客を筆頭に、店舗来客数が減少しています。よりよい商品を仕入れているため、原価率が高く、売上の減少が資金繰りに大きく影響を及ぼしています。

- (3) 将来の見通し（関係業種の動向等により中長期的に業況の回復が見込めるか。）

沖縄独自の商品として、使い心地などで、お客様から高い評価を受けています。沖縄古来の自然由来の原料を使用しているため、沖縄に生まれなくても、沖縄の香りがする商品となっています。今まで沖縄での販売をしていましたが、持続化補助金を使って、インターネットでの店舗を構築、本土への通信販売を主力としていきます。

経営計画と合わせる

年 月 日

取扱金融機関の長

印